

# 高校生等奨学給付金事業の概要

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、各都道府県が実施する高校生等奨学給付金事業を支援（国庫負担 1 / 3）

※ 授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、教科外活動費、生徒会費、PTA会費、入学学用品費、修学旅行費等のこと

## 1 給付要件

- 生活保護受給世帯、非課税世帯
- 保護者、親権者等が当該都道府県内に住所を有していること。
- 高校生等が高等学校等就学支援金の支給対象となっている高等学校等（高等学校、中等教育学校（後期課程）、高等専門学校（1～3学年）、専修学校（高等課程）等）に在学し、且つ、高等学校等就学支援金を受ける資格を有していること（特別支援学校高等部の生徒を除く）。

## 2 給付額

### ○生活保護受給世帯【全日制等・通信制】

- ・ 国公立の高等学校等に在学する者 年額 32,300円
- ・ 私立の高等学校等に在学する者 年額 52,600円

### ○非課税世帯【全日制等】（第1子）

- ・ 国公立の高等学校等に在学する者 年額 82,700円
- ・ 私立の高等学校等に在学する者 年額 98,500円

### ○非課税世帯【全日制等】（第2子以降）

- ・ 国公立の高等学校等に在学する者 年額 129,700円
- ・ 私立の高等学校等に在学する者 年額 138,000円

### ○非課税世帯【通信制】

- ・ 国公立の高等学校等に在学する者 年額 36,500円
- ・ 私立の高等学校等に在学する者 年額 38,100円

## 3 給付実績

平成26年度・・・約15万7千人  
平成27年度・・・約30万4千人  
平成28年度・・・約44万1千人  
平成29年度・・・約43万6千人  
平成30年度・・・約41万3千人

4 平成31年度予算額 139億円（平成30年度予算：133億円）